

ルサー相泊地区における公道からのエゾシカの捕獲について

- 現在、通年供用されている道道 87 号線の道路上において、猟銃を発射することは道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号に抵触する。
- しかしながら、道路管理者が道路法 46 条第 1 項の規定に基づき、一般交通全体につき通行止めを行い、かつ道路交通法第 77 条第 1 項第 1 号の道路使用許可を受けて当該道路を許可対象行為を行う場所として使用する場合には、道路交通法第 76 条第 4 項第 4 号に規定されている禁止の対象とはならないと考えられる。
- 実際、北海道環境生活部では、本年 2 月に白糠町において公道からのエゾシカ捕獲を実施したが、冬期閉鎖している道路において、道路使用許可を受けたうえで捕獲を行った。
- 道道 87 号線において、エゾシカの捕獲を目的として道路法 46 条第 1 項に基づく通行止めを実施することは困難であるため、現段階では道道 87 号線にてエゾシカの捕獲を実施することは認められない。

<参考>

○道路交通法

第 76 条第 4 項

何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

・第 4 号

石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

第 77 条第 1 項

次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者

四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認めて定めたものをしようとする者

○道路法

第46条第1項

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合